

別添

## 登録申請書類の審査項目チェックリスト

登録申請者(〇〇株式会社)

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
登録申請書	～	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名、名称、住所、法人の代表者氏名の記載の有無。</li> <li>正確に記載されているか。</li> </ul>	・法第16条第1項第1号	適	否	
登録申請書	1(1)	合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業別の記載の有無。</li> <li>センターが登録対象とする第二種木材関連事業者が選択されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第16条第1項第2号</li> <li>施行規則第6条第1項第1号</li> <li>登録実施事務規程第8条</li> </ul>	適	否	
登録申請書	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業</li> <li>②①と密接に関わる木材等の製造、加工、輸出又は販売する事業</li> <li>③消費者への木材等を販売する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①、②、③の事業の別の記載の有無。</li> <li>①、②、③の事業の別が正確に記載されているか。</li> <li>※提出のあった資料等から、①と密接に関わる事業として、例えば、建築又は建設を行う企業内の部門が行っている事業、木造建築関係団体の会員が行っている事業等であることを確認する。</li> <li>なお、プレカット加工については、全てが建築等と密接な関わりがあるのでと判断される。</li> <li>※家具、紙等の物品の製造、加工、輸出は登録対象としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第16条第1項第2号</li> <li>施行規則第6条第1項第2号</li> <li>登録実施事務規程第6条</li> </ul>	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
登録申請書	1(3)	合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事務所、工場等の名称(又はプロジェクト名称)、所在地、事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所、工場等の記載の有無。</li> <li>・事務所、工場等の名称が正確に記載されているか。</li> </ul> ※事務所、工場等が多く、事業内容等が多様な場合は、個々の事業内容、所在がわかる資料(パンフレット等)の提出を求め、確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第16条第1項第1号</li> <li>・施行規則第6条第1項第3号</li> </ul>	適	否	
登録申請書	1(4)	合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる取り扱う木材等(以下、「取り扱う木材等」という。)の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う木材等の種類の記載の有無。</li> <li>・取り扱う木材等の種類が正確に記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第16条第1項第2号</li> <li>・施行規則第6条第1項第4号</li> <li>・登録実施事務規程の添付申請書の参考例</li> </ul>	適	否	
登録申請書	1(4)	取り扱う木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の入荷見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の入荷見込みの記載の有無。</li> <li>・取り扱う木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の入荷見込みが正確に記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第16条第1項第2号</li> <li>・施行規則第6条第1項第5号</li> </ul>	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
申請書添付書類	2(1)	合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針	添付書類として、合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針を作成し、添付しているか。	・法16条第2項 ・判断基準省令第2条第2号	適	否	
		(1) 合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備に関する事項 ①責任者の設置について	・添付資料合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針に部門、事務所、工場又は事業場、あるいはプロジェクトにおいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置し、氏名及び役職が記載されているか。	・法13条第2項 ・施行規則第7条第1項 ・判断基準省令第2条第1項	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
申請書添付書類	2(2)	(2) 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項 ①取引先の選定について	・取引の相手方を選定するときは、国が提供する情報、これらの者との木材等の譲受け等の実績、これらの者が受けている登録、認証又は認定に関する情報その他の必要な情報を踏まえることについて記載されているか。	・法第13条第1項第2号 ・判断基準省令第3条第1号	適	否	
		②原材料情報のリクエストについて	・譲受けした木材等が合法性確認木材等であるか否かの情報が当該譲受けの相手方から伝達されない場合において、法第6条第1項の規定により原材料情報の収集若しくは整理をした木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼することについて記載されているか。	・法第13条第1項第2号 ・判断基準省令第3条第2号	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
申請書添付書類	2(3)	(3) 合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項 ① 次回の取引先選定における見直し等について	・合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、次に相手方の選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるよう必要な措置を検討することについて記載されているか。	・法第13条第1項第3号 ・判断基準省令第4条第1号	適	否	
		② 取引先の変更等について	・譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずることについて記載されているか。	・法第13条第1項第3号 ・判断基準省令第4条第2号	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
申請書添付書類	2(4)	(4) 木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された法第8条に規定する情報の保存に関する事項 ① 第二種木材関連事業者が、相手方から伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報に関する記録を作成することについて	・相手方から伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの情報に関する記録を作成することについて記載されているか。	・法第13条第1項第4号 ・判断基準省令第5条第1項	適	否	
		② 当該記録を作成した日から5年間保存することについて	・当該記録を作成した日から5年間(当該記録を作成した日から同項に規定する譲渡しをするまでの期間が5年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間)保存することについて記載されているか。	・法第13条第1項第4号 ・判断基準省令第5条	適	否	
申請書添付書類	2(5)	(5) 木材等の譲渡しをする場合における当該譲渡しの相手方への当該情報の伝達に関する事項	・木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達は、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別を記載し、又は記録した情報を、当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。その際、どのような手段、媒体等で情報を伝達するかが記載されているか。	・法第13条第1項第5号 ・判断基準省令第6条	適	否	

書類の種類	番号	確認等事項	審査のポイント	法令等の該当箇所	適否の別		不適合項目に関する是正・改善要求の有無とその結果等
					適	否	
申請書添付書類	2(6)	(6)その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材等について譲渡しをするとき、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することについて記載されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第13条第1項第6号</li> <li>判断基準省令第7条</li> </ul>	適	否	
申請書添付書類	2(7)	(7)その他必要な書類 ①個人にあつては、住民票の写し ②法人にあつては、定款又は寄付行為、登記事項証明書及び役員の名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な書類の有無及び内容を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第16条第1項第1号</li> <li>施行規則第7条第2項</li> </ul>	適	否	
		③申請者が法第18条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録実施事務規程第22条第1項に基づく誓約書等の添付の有無。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第18条第1項第2号～第4号</li> <li>施行規則第7条第2項第3号</li> <li>登録実施事務規程第22条第1項</li> </ul>	適	否	